



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ③⑩ ●

福祉用具について

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険で「福祉用具」を借りて利用する、または、買って利用することができます。今回は福祉用具を「借りる場合」・「買う場合」に利用できる福祉用具の種類と、利用にかかる負担をご紹介します。

利用を希望する場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

ケアマネジャーが計画を作成し、県で指定を受けた指定福祉用具貸与事業所で専門相談員の助言を受けて利用します。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事をともなわないもの)	②スロープ (工事をともなわないもの)	③歩行器
④歩行補助杖	⑤車いすとその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ予防用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト (つり具を除く)		

<サービス利用にかかる負担> 借りる費用の1割が自己負担になります。

※要支援1・2、要介護1の方は、原則として①～④以外の福祉用具を介護保険で借りることができません。(ただし、例外として利用できる場合があります。)

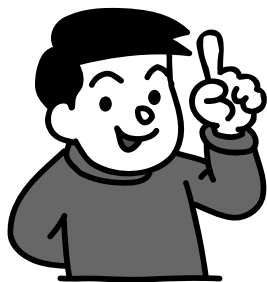
福祉用具を買う（福祉用具購入費の支給）

県で指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入となります。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②特殊尿器	③入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すりなど)
④簡易浴槽	⑤移動用のリフトのつり具	

<サービス利用にかかる負担> 購入時にいったん全額を負担しますが、後日、領収書などを添えて申請すれば、支給対象限度額の範囲内で9割が介護保険から給付されます。支給対象限度額は、年度ごとに10万円までです。



福祉用具を上手に利用することは、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなり、また、介護をする人の負担を軽くする効果もあります。しかし、努力すれば自分でできることまで福祉用具に頼ると、かえって身体の衰えを招くことになってしまいます。

どのような福祉用具を選び、活用していけばよいかを担当ケアマネジャーと十分協議し、心身の低下を防ぎながら、快適で安心な生活を送れるように心がけましょう。

介護保険料は大切な財源です。納付期限にお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

○お問い合わせ先 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)